

事 業 報 告 書  
(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 社団 ウエルキッズ

- ①  財團  社團 ( 出資持分なし  出資持分あり)  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 静岡県浜松市東区笠井新田町694番地の3

(3) 設立認可年月日 平成18年 7月25日

(4) 設立登記年月日 平成18年 7月18日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	和田 力也	こどもクリニックわだ 管理者
理 事	和田 雅子	
同	和田 卓也	
監 事	安達 和子	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診療所	こどもクリニックわだ	静岡県浜松市東区笠井新田町69 4番地の3	一般病床 0床

(2) 付帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当無し		

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当無し		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で決議又は同意した事項

令和4年10月28日 令和3年度決算の決定

令和5年 8月29日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 社団 ウエルキッズ  
所在地 浜松市東区笠井新田町694番地の3

財 産 目 錄  
(令和5年 8月31日現在)

1. 資 産 額 62, 267千円  
2. 負 債 額 8, 360千円  
3. 純 資 産 額 53, 907千円

(内 訳)

(単位: 千円)

区分	金額
A 流動資産	59, 182
B 固定資産	3, 085
C 資産合計 (A+B)	62, 267
D 負債合計	8, 360
E 純資産 (C-D)	53, 907

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 社団 ウエルキッズ  
 所在地 浜松市東区笠井新田町694番地の3

貸 借 対 照 表  
 (令和5年 8月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	59,182	I 流動負債	8,360
II 固定資産	3,085	II 固定負債	—
1. 有形固定資産	2,457	負債合計	8,360
2. 無形固定資産	578	純資産の部	
3. その他の資産	50	I 資本金	4,000
		II 積立金	49,907
		III 評価・換算差額等	—
資産合計	62,267	純資産合計	53,907
		負債・純資産合計	62,267

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 社団 ウエルキッズ  
所在地 浜松市東区笠井新田町694番地の3

損 益 計 算 書  
(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	102,299
2 事業費用	81,513
事業利益	20,785
II 事業外収益	100
III 事業外費用	—
経常利益	20,885
IV 特別利益	—
V 特別損失	98 〃
税引前当期純利益	20,787
法人税等	5,321
当期純利益	15,466

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 ウェルキッズ  
理事長 和田力也 殿

私は、医療法人 社団 ウェルキッズの令和元年会計年度（令和4年 9月 1日から令和5年 8月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月25日

医療法人 社団 ウェルキッズ  
監事 安達和子

